

# 都筑区自転車・歩行者 安全事業計画(素案)

---

都筑区都筑土木事務所

# ■ 都筑区自転車・歩行者安全事業計画(素案)

## ○ 対策の方向性

### 全国的な自転車通行空間整備の考え方

- ・ 自転車は車道通行が原則
- ・ 自動車の速度が速い（規制速度60km/h）道路は、自転車と自動車を構造的に分離

### 都筑区3駅の自転車の利用特性

- [センター南駅周辺]
  - ・ 区役所前の自歩専道や、幹線道路に自転車利用と危険箇所が集中
- [仲町台駅・北山田駅周辺]
  - ・ 緑道の一部に自転車利用と危険指摘箇所が集中

### 区民の方が期待する取り組み

- ・ 自転車通行ルールへの周知や利用マナーの向上
- ・ 自転車、歩行者の通行の分離等

## 対策の方向性(案)

**はしる** 「自転車通行を誘導する推奨ルート」の設定と整備

**まもる** 通行ルールの見える化と周知

# ■ 都筑区自転車・歩行者安全事業計画(素案)

## はしる 「自転車通行を誘導する推奨ルート」の設定と整備

1 自転車は軽車両であり車道走行を基本とするが、交通安全上の見地から計画的に整備された、ニュータウン区域内の歩車分離の考え方を活かし、自転車歩行者専用道路は引き続き自転車の利用を妨げないものとする。

なお、安全面を考慮し、特に危険性の高い幹線道路の車道部は原則推奨ルートから除外する。

※ 推奨ルートから除外する幹線道路の目安

片側2車線以上の都市計画道路であり、

- ①規制速度60km/hの道路
- ②道路縦断勾配6%を超える道路

2 緑道は、迂回する道路などの代替ルートがなく、緑道通行が避けられない場所について、緑道の一定区間を自転車通行可能なルートとして設定する。

※緑道での対策例

- ①緑道の縦断的な利用は極力避け、横断的な利用を基本
- ②緑道における自転車利用は、歩行者と分離した構造を基本。構造上、分離が困難な箇所は「押し歩き区間」に設定
- ③必要に応じ、自転車乗り入れ箇所や緑道を再整備
- ④伐木、剪定等を含め、必要な見通しを確保
- ⑤交差部の必要照度を規定し、夜間照明を増設(新設)

# ■ 都筑区自転車・歩行者安全事業計画(素案)

## まもる 通行ルールに見える化と周知

- 3 自転車歩行者専用道路及び緑道は、歩行者優先を前提とし「通行ルールに見える化」(標識、路面標示など)を極力活用してルールを周知する。

※標示例

- ①歩行者優先
- ②自転車歩行者専用道路と緑道の境界の明確化(標識、看板、見切り石など)
- ③狭窄(ボトルネック)箇所等における「押し歩き区間」
- ④交差部の一時停止

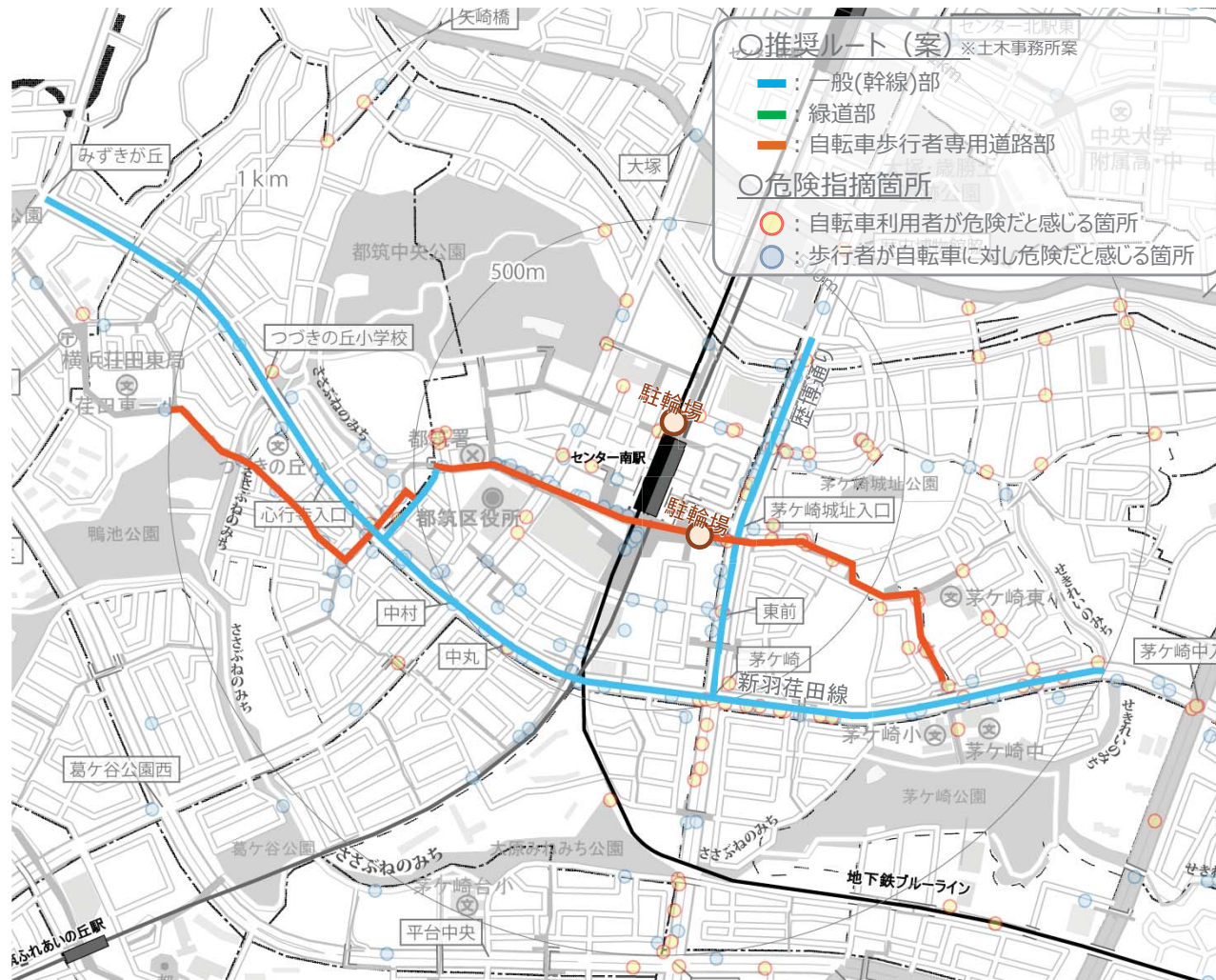
- 4 安心・安全なまちづくりのために、物理的な整備と併せて、自転車の通行ルールとマナーの更なる徹底に取り組む。

# 都筑区自転車・歩行者安全事業計画(素案)

## ○駅別の安全事業計画(案)

### [センター南駅周辺]

- 区役所前の自歩専道や、歴博通り・新羽荏田線を推奨ルートに指定



- 自転車通行空間の整備例(新羽荏田線)



- 押し歩き区間の「見える化(路面標示)」の例



※出典: 横浜自転車道ネットワーク整備指針

- 歩行者優先の「見える化(路面標示)」の例(金沢市)



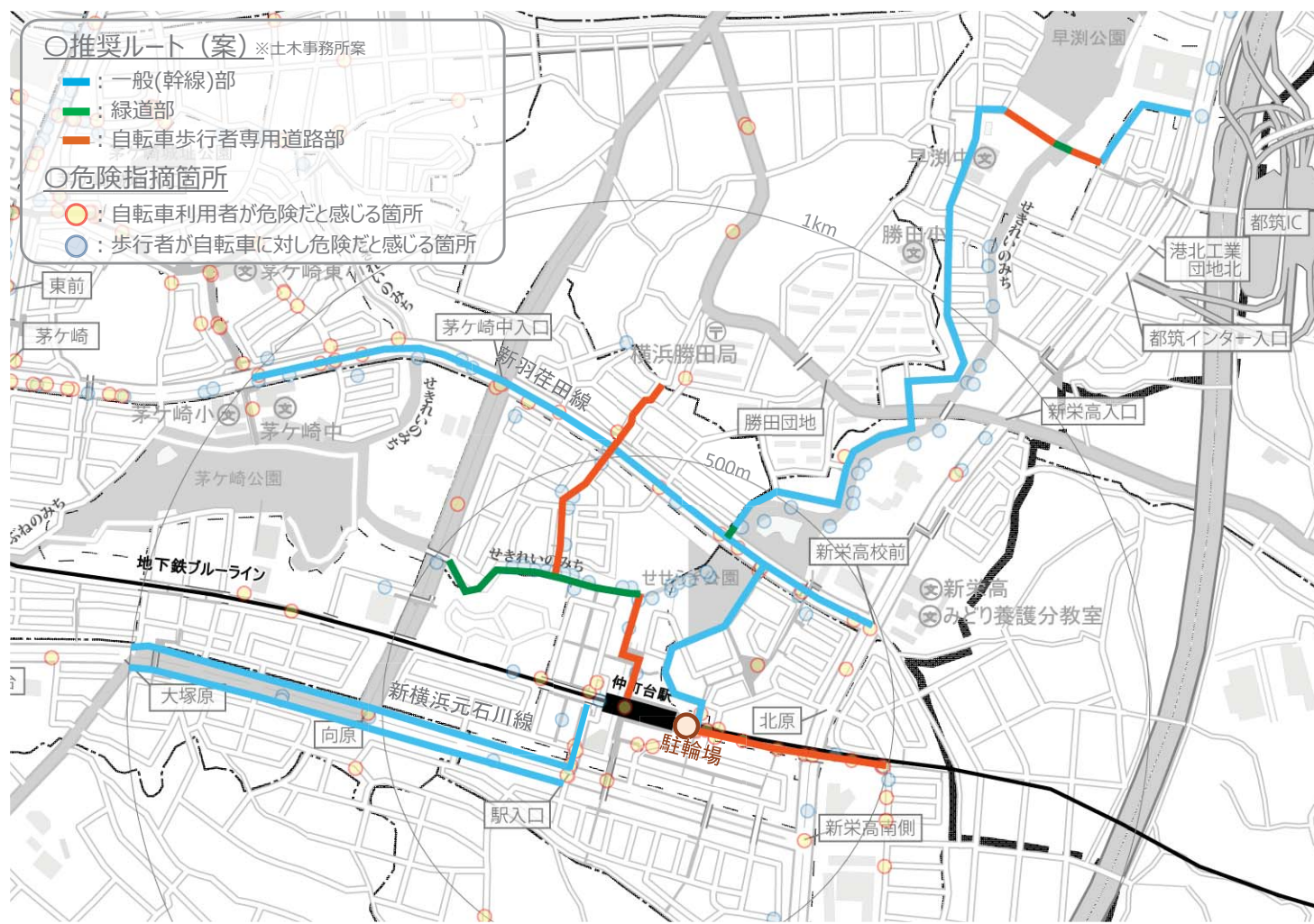
※出典: 金沢自転車通行空間整備ガイドライン【案】

# ■ 都筑区自転車・歩行者安全事業計画(素案)

## ○ 駅別の安全事業計画(案)

### [仲町台駅周辺]

- ・ 緑道（せきれいのみち）に並行する生活道路、新羽荏田線を推奨ルートに指定
- ・ また、緑道（せきれいのみち）の一部も推奨ルートに指定

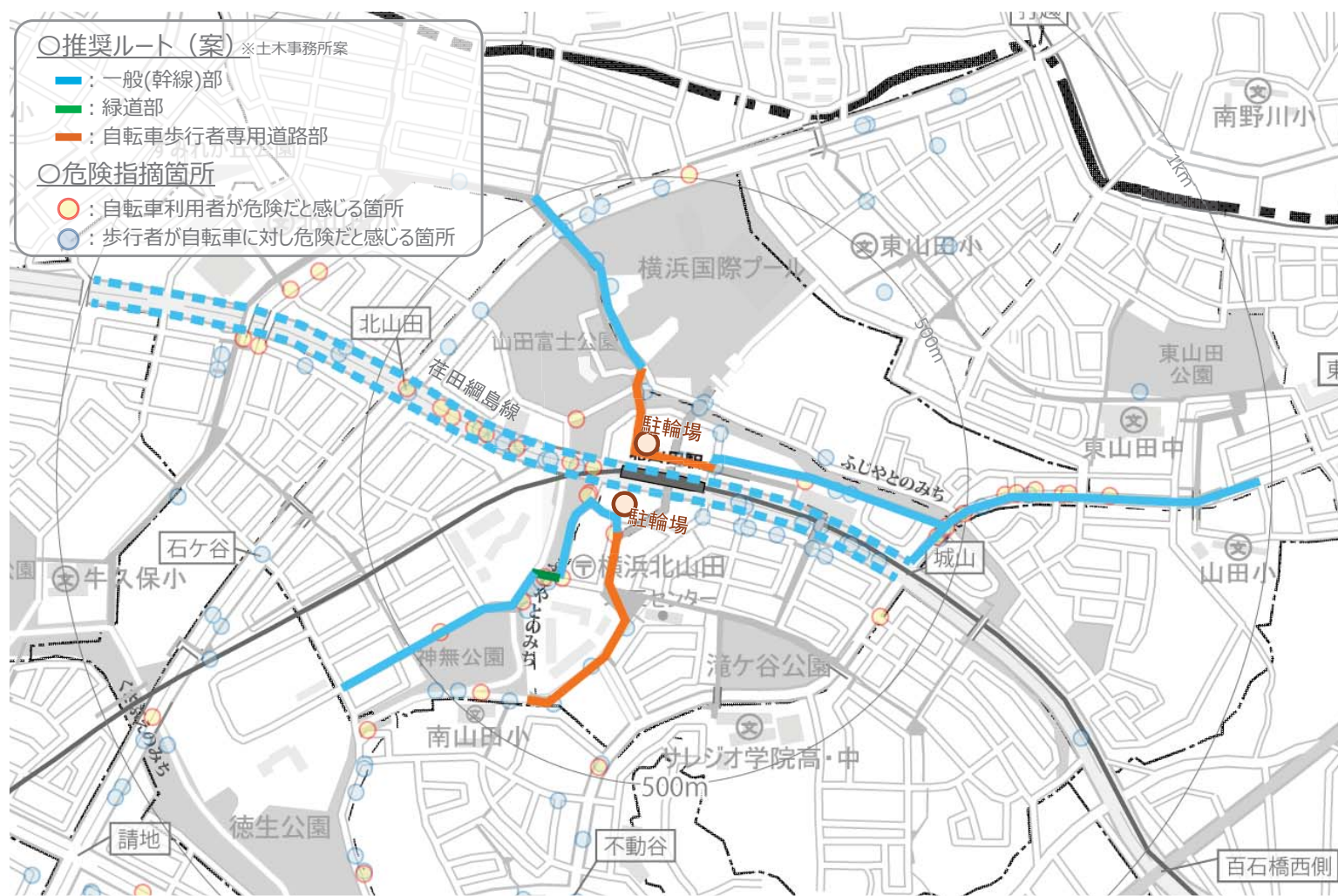


# ■ 都筑区自転車・歩行者安全事業計画(素案)

## ○ 駅別の安全事業計画(案)

### [北山田駅周辺]

- ・ 荏田綱島線、駅南側の自歩専道を推奨ルートに指定
- ・ また、緑道（ふじやとのみち）の横断部を推奨ルートに指定



# ■ 今後の進め方

26年度		27年度		28年度～	
2月	3月	4～6月	7～9月	10～3月	4月～

